

所 属	健康福祉環境部 薬務課		
担当(係)名	薬事麻薬係	内 線	2572

(款) 4 衛生費	(項) 5 薬務水道費	(目) (2) 薬務費
(明細書事業名) 薬事費 医薬分業対策事業		

1 当初予算(要求)額(千円)

1,400

2 当初予算(決定)額(千円)

1,400

【財源内訳】

一般財源

(前年度 2,132)

1,400

3 事業概要

近年の高齢化社会の到来に伴い、患者が複数の医療機関を受診する機会が多くなり服用する医薬品の種類も多くなっている。

現在、医薬品を安全かつ有効に使用するために、病院・診療所からは処方せんをもらい、かかりつけ薬局から薬を受け取る医薬分業の制度が進められているが、本県の分業率は35.7%で全国第32位となっている。そこで、医薬分業の定着を促進するために地域ごとに策定した医薬分業計画の具体的な実施に係る進行管理を行う。

また、県薬剤師会が行う医薬分業定着促進事業に対して補助する。

4 施策の効果

(1) 県内の地域の実情に応じ、かかりつけ薬局を中心とした医薬分業の推進が図られる。

(2) 医薬品を重複して服用したり、飲みあわせが悪く副作用が出るなどの弊害や使用方法の理解不足からくる誤用による問題を未然に防止でき、より適正でより質の高い医療が達成できる。

5 要求の内容

医薬分業推進協議会支援事業(600千円)

・県内5圏域において、三師会(医師会、歯科医師会及び薬剤師会)、その他関係者からなる医薬分業推進協議会を設置し、医薬分業計画の具体的な実施と進捗状況を管理する。

医薬分業定着促進事業(県補助事業)(800千円)

・県薬剤師会が実施する調剤薬局マップの提供、備蓄医薬品のネットワーク化の検討、研修会の開催等事業に補助を行う。

6 用語の解説

医薬分業・・・病院、診療所から処方せんをもらい、街のかかりつけ薬局で調剤してもらい薬を受け取る制度。患者ごとに薬歴管理ができ、医薬品の重複投与や相互作用がチェックできるメリットがある。